

TOP INFORMATION

離婚危機救済?

おしどり夫婦特例

熟年離婚が増加傾向にある。熟年離婚の原因のひとつに、「夫の定年退職後の生活の変化」がある。

会社へ行く必要がなくなれば、よほどの外出好きでもない限り、夫が家にいる時間は増える。一緒にいる時間が増えることで何かと世話することも多くなり、妻はストレスを感じるようになる...というわけだ。

しかし、お互い一時の感情に任せてしまうのは危険。長年連れ添った夫婦だけが使える「こぼろび」が税の世界にはあるので、冷静になろう。

20年以上連れ添った配偶者から、居住用不動産、または居住用不動産を購入するための資金を贈与された場合、贈与税の基礎控除額110万円のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産購入に充てた部分の金額との合計額から2千万円を控除することができる(合計額が2千万円に満たないときはその合計額)。これが「贈与税の配偶者控除の特例(暦年課税)だ。

店舗併用住宅のように、居住用部分とそれ以外の部分がある不動産の場合、居住用部分のみ配偶者控除が適用

される。

この贈与税の配偶者控除の特例を受ける場合は、贈与税の申告書に控除を受ける金額(配偶者控除額)その他必要な事項を記載し、①受贈者の戸籍の謄本または抄本②受贈者の戸籍の附票の写し③控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書④受贈者の住民票の写し—これらを添付して提出する。

なお、この特例を使えるのは原則、人生に一度きり。ただし、離婚した後再婚した場合など、前回特例を適用したときと贈与者が異なる場合は例外として2度目以降の適用が認められている。

学校授業は非課税

おケイコなら課税

自分磨きにと習い事を始める人が増え、いわゆる「おケイコ」市場が活況を呈している。男女ともに人気が高いのは趣味と実益を兼ねた「料理教室」や「英会話」、次いで仕事に役立つ「ビジネス資格系講座」など。最近では、「マナーを学ぶための「茶道」、癒やしを求めて「アロマセラピー」、「ヨガ」

なども人気だ。消費税の面からみると、こうした一

般社会人向けカルチャースクールや学習塾の授業料は課税扱い。ただし、次の一定の要件をすべてクリアする授業の場合は非課税になる。

一定の要件とは①修業年限が1年以上②1年間の授業時間数が60時間以上③教員数を含む施設などが同時に授業を受ける生徒数からみて十分であること④年2回を超えない一定の時期に授業が開始され、その終期が明確に決められている⑤学年または学期ごとにその成績の評価が行われ、成績審査に関する表簿などに記載されている⑥成績の評価に基づいて卒業証書または修了証書が授与されている—の6つ。

消費税は、商品の販売だけでなく、サービスの提供などあらゆる取引が課税対象だ。しかし、「学校」「専門学校」および「6要件をすべて満たす各種学校」での教育については、社会的政策的配慮により、授業料だけでなく入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明書などの手数料、検定済教科書などの教科用図書の譲渡が非課税となっている。

ただし、非課税なのはあくまで前記のものだけ。教材代や教具代は消費税の課税対象だ。

「従業員を仕事に必要な資格を取らせるために資格の学校に通わせる」という例がよくあるが、このレベルだとほぼ課税扱いと考えていいだろう。

私たちは「環境」と「ケア」を考えます。

例えば、廃棄焼却炉の無害化や解体事業、汚染土壌の浄化、透水コンクリート、そして有料老人ホームの企画・運営、断面が丸くない新型手すりや介護保険を利用した住宅改修など、様々なことにチャレンジしています。

ISO9001/2000 ISO14001/1996
加藤組土建株式会社
〒040-0033 函館市千歳町3番2号
Tel/0138-23-7101 Fax/0138-26-6930
<http://www.katogumi.com>